

# 公 告

次のとおり、公告します。

令和 7 年 12 月 26 日

全国健康保険協会奈良支部  
支部長 藤内 章良

公告に付する事項

「被扶養者の特定健康診査」に係る個別契約機関の募集

## 1. 概要

全国健康保険協会の加入被扶養者の特定健康診査を最大限推進することを目的として、厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、受診者の自己負担が生じないように協会の補助上限額以下で特定健康診査（個別健診）を実施できる機関を募集いたします。

## 2. 応募する者に必要な資格等に関する事項

厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を満たし、かつ、特定健康診査の集合契約 B を締結する奈良県内の機関であること。

（※）集合契約 A に所属する健診機関においては、受診者の自己負担が発生しないため、対象となりません。

## 3. 委託契約

全国健康保険協会奈良支部長との間で個別契約を締結いたします。

## 4. 委託期間

契約日（原則令和 8 年 4 月 1 日）～令和 9 年 3 月 31 日まで

## 5. 提出書類の提出期限

（1）提出期限 令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 5 時まで

（2）提出先 下記の「本件担当、連絡先」と同じ。

（3）提出方法 持参または郵送による提出とします。ただし、郵送の場合は上記 5 （1）の期限までに必着とします。

## 6. 提出書類の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者、その他の条件に違反した者の見積書は、無効とします。

## 7. その他

詳細は、「令和 8 年度 被扶養者の特定健康診査に係る個別契約機関の募集について（募集要項）」による。

【本件担当、連絡先】

奈良県奈良市大宮町 7-1-33

全国健康保険協会奈良支部

保健グループ 森高

TEL0742-30-3700(音声案内 2)

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
  3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。